

水産政策審議会第24回総会
及び第89回企画部会合同会議
議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第24回総会及び第89回企画部会合同会議

日 時：令和3年4月16日（金）13:30～15:11

場 所：農林水産省本館7階 講堂

1 開 会

2 挨 拶

3 諮 問

4 次期水産基本計画の検討について

5 分科会及び部会の調査審議について

6 閉 会

○漁政課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第24回総会及び第89回企画部会合同会議を開催させていただきます。

私は、本日の事務局を務めます水産庁漁政部漁政課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の総会及び企画部会合同会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨し、これと併用させながら御参加いただく形で開催させていただいております。

なお、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るために、ペーパーレスで実施いたしております。

御発言の際には挙手を頂きまして、会長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。

また、オンラインにて参加されている方々におかれましては、御発言の際にウェブ会議システム上に「挙手」ボタンがございますので、そちらをクリックしていただきまして発言の意思を事務局に示していただき、会長の指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況についての御報告を申し上げます。

水産政策審議会審議会令第8条第1項の規定によりまして、総会及び企画部会の定足数は過半数とされております。本日は総会の委員21名中、また企画部会委員11名中、それぞれウェブによる参加を含め過般の委員の方の御出席とウェブの接続を確認しております。それぞれ定足数を満たしておりますので、本日の総会及び企画部会は成立することを御報告いたします。本日は、特別委員を含めまして会場にお越しいただいている委員の先生方が7名、ウェブ参加の委員が30名となっております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者もお見えになっています。

また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。

会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の配付資料の確認でございます。

本日の会議はペーパーレスで開催させていただきますので、委員の皆様におかれましてはお手元の端末を御確認ください。

資料のファイルの形で並んでおりますけれども、まず議事次第、次に配布資料一覧、委員名簿及び企画部会特別委員名簿がございます。

次に、資料1といたしまして「水産基本計画の変更について（諮問第354号）」がございます。次に、資料2といたしまして「水産基本計画変更の検討スケジュール（案）」でございます。次に、資料3といたしまして「水産をめぐる事情について」がございます。また、資料4といたしまして「次期水産基本計画の検討の視点」がございます。最後に、資料5といたしまして「分科会及び部会の調査審議一覧」がございます。

資料を御参照いただく際には、端末上の資料をクリックして御覧いただければと思います。

もしこの時点で資料の不備や端末の操作で御不明な点がございましたら、事務局にお声掛けいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここからの議事進行は山川会長にお願いしたいと存じます。

山川会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○山川会長 会長を仰せつかっております山川です。よろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、熊野政務官から御挨拶を頂きたいと思ひます。

熊野政務官、よろしくお願ひいたします。

○政務官 本日は年度当初の大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

水産政策審議会第24回総会及び第89回企画部会合同会議の開催に当たりまして、農林水産省を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から水産行政の推進に格別なる御高配を賜り、また、ウェブ参加を含めまして多くの委員に御参加いただいていることについて、厚く御礼を申し上げます。

近年、我が国の水産業を取り巻く状況は大きく変化しておりまして、気候変動や海洋環境の影響、漁業者の減少・高齢化、外国漁船の違法操業など様々な課題があります。更に、昨年春からのコロナ禍により需要の減少や価格低下等の大きな影響を受けております。

一方、水産庁では昨年12月に施行された改正漁業法等に基づき、漁業者をはじめとする関係者の理解と協力を得ながら、資源管理ロードマップに沿って新たな資源管理システムを着実に実施するとともに、漁場の総合的な理解を図り、養殖業の成長産業化を推進しているところでございます。また、昨年12月に成立いたしました水産流通適正化法の施行に

向けた検討を進める外、近年のサンマなどの記録的な不漁を踏まえ、不漁の原因解明のための検討を行っているところです。

このように、水産業は大きな転換期を迎えていると考えております。

本日は水産基本計画の変更につきまして諮問を行うこととしておりますが、委員の皆様におかれましては、現下の水産業をめぐる状況や様々な変化に的確に対応するための方策について幅広い観点から御議論を頂きたいと考えております。

結びに、本審議会で委員の皆様からの忌憚のない御意見を賜りますことをお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山川会長 報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここで御退席願います。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

本日の1つ目の議題は、水産基本計画の変更について農林水産大臣から諮問がありますので、それについての審議となります。

まず初めに、諮問事項に入ります。

水産基本計画の変更につきまして、農林水産大臣からの諮問を頂きたいと思います。

○政務官 水産政策審議会会長、山川卓殿。農林水産大臣、野上浩太郎。

水産基本計画の変更について。

水産基本法第11条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき、「水産基本計画の変更」について、貴審議会の意見を求める。

代読でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川会長 どうもありがとうございました。

皆様、誠に恐縮ではございますけれども、熊野政務官におかれましては次の御公務がありますので、ここで御退席されます。

○政務官 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○山川会長 それでは、次の議題に入ります。

次期水産基本計画の検討についてでございますけれども、ただいま諮問のありました水産基本計画の変更に関しまして、事務局から今後の審議の進め方、また資料2に基づきまして今後のスケジュールを、それから資料3に基づきまして水産をめぐる事情を、資料4に基づきまして次期水産基本計画の検討の視点について、それぞれ御説明いただきます。

では、よろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の押切と申します。よろしくお願いいたします。

今後の審議の進め方について、御説明申し上げます。

水産基本計画の変更に係る調査審議につきましては、水産政策審議会議事規則第11条第2項の規定によりまして企画部会において行うこととされておりますが、同条第3項の規定により、水産基本計画の変更に係る議決は本審議会で行うこととなっております。このため、次期水産基本計画につきまして今後1年近く掛けて企画部会で御審議、御検討いただき、新たな基本計画の原案が取りまとまった段階で本審議会を開催して、御審議、御議決いただきまして答申を頂きたいと考えてございます。

詳細なスケジュールにつきましては、後ほど資料2によりまして御説明申し上げます。

では、引き続きまして資料の説明をいたしたいと思えます。

○強化推進室長 企画課水産業体質強化推進室長の鹿田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2から4まで通して説明させていただきます。

まず、資料2になります。

水産基本計画変更の検討スケジュール（案）でございますが、スケジュールの一番上が本日、4月16日のこの会議になっております。先ほど審議会への諮問をさせていただいたところでございますけれども、今後、企画部会での審議となります。

まず、5月に現行の基本計画の検証ということで企画部会を始めさせていただきます。その後、月1回ほどのペースでテーマごとに審議をお願いする予定としております。年明け、来年1月から取りまとめの段階に入りまして、論点整理、計画の骨子、原案と進み、3月上旬に審議会からの答申を頂き、その後、閣議決定という予定とさせていただいております。

次に、資料3の説明をさせていただきます。

少々ページ数が多いので時間が掛かりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず2ページ、世界の漁業の状況でございます。

左のグラフにございますけれども、生産量は拡大傾向で推移しております。このグラフでは示されておられませんけれども、漁船漁業の生産量は頭打ち状態にございまして、この生産拡大は養殖生産の伸びに支えられている状況でございます。

次のページですが、この生産量を支える需要について見ております。

健康志向の高まりや中国等の経済発展などにより、世界の食用水産物の消費量は増加している状況にあります。また、世界の人口増加ともあいまって、水産物の需要は引き続き増加すると見込まれております。

次のページでは、世界の水産物需要について少し詳しく見ております。

左のグラフになりますけれども、GDPの増加に伴い魚介類の消費が増加していること、また、中央のグラフでは、世界の地域ごとに見てみましても各地域で魚介類の消費が伸びていることが分かります。また、右側のグラフですが、世界各国の1人当たりの魚介類消費が総じて増加している中で、日本の消費が目立って低下している状況が分かるかと思えます。

次に、日本の漁業について見ていきます。

5ページは、生産量、生産額の推移を示しております。

戦後、右肩上がり生産が拡大してまいりましたが、世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、また1988年頃からのマイワシの漁獲減少、それに加えてその他魚種の資源の悪化などによりまして、生産量が大きく減少している状況にあります。

次のページは、この生産を担う漁業就業者の状況になります。

左の棒グラフにございますが、一貫して減少傾向にあります。2018年には15万人にまで低下している状況です。また、新規就業者数は毎年2,000人程度ございますけれども、高齢者の退職などにより今後も就業者の減少傾向が続き、右下に予測がございまして、単純に傾向を引き延ばした場合、2050年頃には約7万人まで減少するとしています。

7ページですが、漁業の生産量、生産状況、漁船隻数、経営体数、従事者数などについて、沿岸、沖合、遠洋、養殖の各分野の占める比率といった生産構造を記載しております。

また、8ページですが、それらの生産構造を漁業種類別に見ております。表の赤線で囲いました部分は経営体当たりの生産量など、いわゆる生産性を示すような数字になってございます。

9ページからは、漁業生産を支える水産資源についての資料となっております。

まず、資源の現状ですけれども、左の棒グラフで示しておりますように、主要魚種については総じて漁獲量が減少している状況にあります。ただし、そのような中でもTAC管理を行っている魚種については減少の程度が小さくなっております。

また、右のグラフにございますけれども、資源状況が芳しくない資源が相当の比率となっていることを示しております。

こういった状況を踏まえまして、先般の漁業法の改正において資源管理の強化を図っているところでございます。

10ページですけれども、改正漁業法の下での新しい資源管理の仕組みを説明してございます。

左上に【資源調査】とございますけれども、ここから右の方に資源評価、資源管理目標の設定と漁獲管理規則の設定、その下でTACやIQ、また資源管理協定といった管理措置の決定、それから操業と漁獲情報収集、そしてまた上の資源調査、こういったサイクルで資源の適切な利用を進めるものになっております。また、このサイクルを円滑に機能させるために、この各過程において生産者の参画や協力を頂くこととしております。

11ページから、この新たな資源管理サイクルの各要素についての資料になっております。

11ページですけれども、資源評価の対象魚種を現行の50種から200種程度に拡大しまして、調査体制等も含めた充実について御説明しているものになります。

12ページは、具体的な資源評価対象魚種の内容、こういったものに拡大していくということで御紹介しています。

13ページをお願いいたします。

資源管理目標につきまして、資源をより有効かつ持続的に利用するためMSY——最大持続生産量をベースとしました資源評価に基づくTAC管理へ移行していくこととしております。現行のTAC魚種につきましては、この令和3年漁期から順次MSYベースの管理に移行しているところでございます。

また、14ページですが、改正漁業法ではTACの管理を漁獲割当て——IQで行うことを基本と規定しております。これに従いまして、TAC魚種を主な漁獲対象としています大臣許可漁業につきましては、平成5年度までにIQ管理を導入することとしております。

15ページからは、漁業者の方によります自主的な資源管理に関する資源管理協定、その後、漁獲情報の電子的な収集体制について紹介してございます。

また、17ページから21ページにつきましては、改正漁業法の下での漁業許可制度や漁業権免許の制度及び手続などを紹介してございます。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

ここからは、養殖業の現状について御説明させていただきます。

左のグラフにございますけれども、日本の養殖生産は1988年まで増加した後、減少傾向になっております。一方、養殖業の漁業生産全体に占める割合といたしますのは、漁船漁業

の生産が減少していることもありまして近年、上昇し、20%程度で推移しております。

右のグラフですけれども、世界の養殖業の状況になります。このグラフで分かりますとおり、藻類養殖や内水面養殖の生産が大幅に増加してきた結果、過去20年間で生産が4倍程度に拡大しております、世界の漁業生産全体の50%以上を養殖が占める状況になってございます。

こういったことからしましても、日本においても養殖業の拡大の余地や発展の可能性がまだあると考えております。

次のページですが、日本の養殖生産を少し細かく見ております。

右のグラフになりますが、日本の養殖業は海面の魚類養殖が中心となっております、生産額では約50%を占めております。重量で見ますと、貝殻は殻付でしたり海藻は湿重量ということで比較が難しいのですが、金額では50%を占めている状況です。

24ページになります。

養殖に関連しまして、昨年7月、魚類養殖の養殖業成長産業化総合戦略を策定しております。下に3つの事例を紹介してございますけれども、今後、総合戦略により更に多様な取組が展開されることが期待されている状況です。

25ページですけれども、この養殖の総合戦略では、基本的な戦略としましてマーケットイン型養殖業への転換といった方向が示されております。これにより生産、加工、流通、販売の各段階が連携、連結して全体のバリューチェーンの価値を上げていくといった取組を進めることとしております。

26ページですが、この総合戦略で定めました養殖品目別の目標を掲載しております。これらの品目については、国内外の量的、地域的な需要の拡大が見込まれること、また日本の生産地としての強みが活かせるものといった観点から選定された戦略的品目となります。

27ページから30ページについては、改正漁業法の下での海区漁業調整委員会の仕組みですとか、密猟対策としての罰則強化について紹介させていただいております。

次に、31ページをお願いします。水産流通と水産加工についてお話しさせていただきます。

31ページですが、水産流通適正化法の説明となっております。国内及び海外で違法に漁獲された水産物の流通の防止を目的として、昨年の臨時国会で成立し、12月11日に公布されたものでございます。法律の運用が始まる、いわゆる施行期日につきましては、この公布日から2年以内となっております。

次のページで、この制度の仕組みについて概略説明しております。

2つございまして、1つは、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種についてでございます。こちらについては漁業者などの採捕者の行政機関への届出、漁獲番号など漁獲物の情報の事業者間での伝達、販売先や数量などの取引記録の作成・保存などを義務付けるものになっております。もう一つは、国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種等について、輸入時の外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付けるものになっております。

33ページですが、水産物の流通構造を模式図で示したものでございます。多様な流通ルートがございしますが、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされて消費地市場を通じて事業者へ販売されるのが伝統的といえますか、基本的な流れになっております。これに加えて、上の方にありますが、産地と小売・外食業者の直接取引など市場を介さない、いわゆる市場外流通と言っているものですが、こういった取引が増加している状況にございます。

34ページ、水産加工業の概況になります。

左上の表にございますが、水産加工業の出荷額は約3兆円になっておりまして、食料品製造業全体の10%程度を占めております。

また、右側の円グラフですが、水産加工業の規模をみますと、従業員10人未満の事業所が50%を占める状況にございまして、総じて零細な規模となっております。

また、その下にアンケート調査の結果を掲載しておりますが、直面している課題として、売上高・利益率の低下、原材料確保の困難、従業員確保の困難といったものが上位に上げられております。

次のページは、水産物の産地市場の現状になります。

9割以上の産地市場が漁業協同組合を開設者としておりまして、小規模な市場が多く、買受人が減少している状況にございます。こういった状況に伴いまして、価格形成力の低下といったことが課題となっております。

また、次のページですが、水産物流通の最近の特徴として漁業者による直販、漁業者と小売店や外食チェーン等との取引を仲介するサービス、こういったものが増加していることを事例とともに紹介させていただいております。

次に、輸出の状況になります。

37ページの左のグラフですけれども、水産物の輸出については増加傾向で順調に推移し

ておりましたけれども、2020年は新型コロナウイルスの影響がございまして、2割ほど減少しているといった状況にございます。

このような中で、38ページにございますが、令和2年12月に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が策定されております。資料右側の表にございますが、この総合戦略で示された輸出先や品目の特性を踏まえた戦略に基づきまして、重点品目、水産につきましてはここにありますブリ、タイ、ホタテ貝、真珠の4品目ですが、これらの輸出拡大等を図ることとしております。

39ページは、漁協の現状となっております。

平成30年度時点では全国で945の漁協がございまして、右下の表にございまして、正組合員の人数が50名未満の組合が4割を占める状況にございまして、組織としては零細な漁協が多い状況にあります。

40ページですが、そういった漁協の状況を踏まえまして、漁業法の改正に合わせて水産業協同組合法、水協法と呼んでおりますが、こちらを改正し、漁業の事業、経営基盤や機能の強化を図るための見直しを行っております。

41ページから、漁港、漁村についての説明になります。

まず41ページですが、拠点漁港の現状です。

拠点漁港は主要な水産物の産地市場を開設している漁港で、全国に約150か所ございます。拠点漁港につきましては漁船の大型化や輸出促進、養殖業との連携などの観点から、高度衛生管理型荷さばき所、岸壁の大水深化、冷凍冷蔵施設の老朽化対策など、その機能強化を図っているところでございます。

次のページでは、拠点漁港以外の港の状況について紹介しております。

資料の中央の表にデータを掲載しておりますが、漁船の減少に伴いまして、登録漁船隻数及び利用漁船隻数が共に20隻を下回る漁港が平成19年から29年の10年間で1.6倍に増加しております。こういった漁港が全体の20%を占める状況になっております。

その右の図表ですが、この余裕の生じた漁港ストックを活かしまして、漁港の水域、陸域を利用した増養殖の取組が増加していることを示しております。また、水産物の販売、加工、漁業体験、釣り、渚泊など、いわゆる海業といったものの推進を通じて漁業地域の経済活動の強化を図る、こういった取組も進めているところでございます。

次のページに、漁港の有効活用の事例紹介をさせていただいております。

44ページですが、浜の活力再生プラン——浜プランの状況です。

浜プランは、漁業者が中心となって、地域一体となり漁業所得の向上を目指す行動計画となっておりますが、平成2年度末で579地区で実施されている状況となっております。

次のページは、新型コロナウイルスの影響についてです。

外食需要の減少等によりまして、高級魚介類や養殖物の価格が下落しております。一方で、いわゆる巣籠もり消費の増加から大衆魚の価格は堅調に推移している、そういった状況が見られております。

このほか、入国制限などございましたので外国人技能実習生の来日に支障が生じておりますが、入国済みの実習生の在留延長や代替人材の手当ての支援などの対応が講じられております。

次のページに、主な支援策を掲載しております。

47ページから、今後の施策検討に関連する最近の環境関係のお話を紹介しております。

まず、海洋環境の変化についてでございます。

地球規模の海洋環境の変動、それに伴うサンマやスルメイカ等の漁獲の低迷、逆に漁獲が増加している魚種の代表例としてブリの事例、藻場の減少など、環境の変化による影響を紹介しております。

右下にございますのは、こういった環境変化への対応として、分布域の拡大が見込まれる魚種の増殖を目的とした漁場整備を行っている事例であります。

48ページですが、栄養塩の減少の影響についてになります。

下水道等の排水処理の高度化に伴いまして、瀬戸内海等の閉鎖性海域で栄養塩が減少し、それがイカナゴの不漁ですとかノリの色落ちなどの要因となっているとの報告が多数上がっている状況でございます。

49ページになりますが、農林水産省が検討を進めておりますみどりの食料システム戦略の紹介になります。

中長期的な観点から、「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する」ということを目標としております。水産関係につきましては、資料下のK P Iのところに記載しておりますが、漁業分野では、2030年までにT A C等の資源管理による漁獲量の回復、養殖分野では、2050年までに完全人工種苗化、完全配合飼料化など、また、水産業全体では2040年までに漁船の電化・燃料電池化等に関する技術の確立、こういったものを目指すこととしております。

次に、50ページと51ページにつきましては、東日本大震災からの復旧状況についてにな

ります。

2つまとめて御説明しますが、漁港や漁船、養殖施設、市場など、また水産加工施設などのハード面につきましては、ほぼ復旧が達成されている状況でございますけれども、御商売の方の販路開拓や、また、特に福島県につきましては風評問題といった課題がなお残されている状況でございます。

52ページ以降は、参考として水産政策の改革の全体像、漁業法等の改正概要、養殖業成長産業化総合戦略の内容を掲載しております。

資料3については以上になります。

続きまして、資料4について御説明させていただきます。

次期水産計画の検討の視点でございますが、資料の左側の項目につきましては、ただいま御説明させていただきました水産をめぐる情勢の、主なものを列記しております。こういった情勢に加えて、一番下でございますが、現在取り組んでいます改正漁業法に基づく水産改革につきましては着実に実施を進める、こういった前提の下で、右側に「検討の視点」ということで項目を整理させていただいております。

上から、適切な資源管理の着実な実行、生産性・持続可能性の高い漁業構造の構築、マーケットイン型養殖業への転換、輸出を視野に入れた競争力ある流通構造の確立、ICT等の新技術の活用、漁港・漁村の活性化と漁港のフル活用、地球環境問題や新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等への対応ということで整理しておりまして、こういったテーマごとに企画部会での審議をお願いしたいと考えております。

説明は以上になります。

○山川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの水産庁からの御説明につきまして、水産行政に対するお考えですとか水産基本計画の見直しに向けた御意見などがございましたら御発言くださいますようお願いいたします。

企画部会の皆様方は、これから月1回程度、御議論いただく場がございますけれども、本委員会の委員の方々に企画部会に属しておられない方々につきましては、是非この機会によろしくお願いいたします。

会場にお越しいただいている委員は挙手を、ウェブ参加の委員におかれましてはシステム上の「挙手」ボタンを押していただければと思います。

なお、システム上の音声の具合が余りよくないようですので、御発言の際にはマイクに

音声がちんちんと入るように、ゆっくりと御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、御意見等いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

坂本委員。

○坂本委員 意見と申しますか、資料3の37ページに輸出の拡大ということがあるわけですが、ここの仕向地としてベトナムであるとかタイであるといったところが出てきているわけですが、これは実際のところ、私の理解では、輸出された水産物が現地で加工されてまた日本に入ってくる、そのようなルートになっているものもあつたりして、それは結果的には国内の消費のプラスにはなっているけれども、外地で加工されているようなものになるということで、同じ輸出の拡大に関しても、輸出国で消費される部分と輸出国で実際には消費されずに日本に戻ってきてしまう部分と、戦略的に輸出の拡大に関してももう少し考え方を別々に申すとか、分けて考える必要があるのではないかなと思うんですね。

そのこのところを「輸出の拡大」と一括りにしてしまうと、戦略を誤ると申すとか、ちょっと違いが出てきてしまうのではないかなと思いますので、もしもその辺を別のところに書き込むようなことがあれば、そのようなところも入れていただければと思います。

それからもう一つ、これは希望でもあるわけですが、49ページに漁船の電化・燃料電池化について、2040年までに技術の確立をすると書かれているわけですが、自動車等を取り巻く状況を見ますと、もっと早い状況に技術の確立を行わなければいけないのではないかなと思います。2040年というところかなり先のことになってしまつて、他の業種等からすると「漁船はかなり遅れているね」と申すことを指摘されかねないようなことになると申すので、その辺の技術の確立については、もう少し野心的な年号申すとか、そういうものを入れていただければと思います。

○山川会長 貴重な御意見どうもありがとうございました。

御意見を承つたということで、今後の審議に生かしていければと思います。よろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○研究指導課長 研究指導課長でございます。

先ほどの電化のお話、自動車はもっと早いというのは坂本委員おっしゃるとおりなんです、御存じの方は御存じかと思いますが、自動車のハイブリッド、電化の技術はタイヤ、車輪という人類の大発明を使つてお申して、ブレーキを掛けるときにそのエネルギーで

充電できる仕組みなんです。一方、漁船については御存じのとおり水の抵抗に向かって進んでおりますので、車で言うと常に上り坂を登っているような状態。減速するときも、エンジンを緩めるか、ひよっとすると逆にプロペラを回すというようなことで、むしろエネルギーを使います。

それから、御存じのとおり、自動車は100キロ200キロで充電等をするのが可能なのですが、漁船については数日どころか何か月も沖に出るような状態でございまして、すごくエネルギーを蓄える必要がある。私も最近聞いたんですけれども、油1の重さに対して、同じだけのエネルギーをバッテリーで得ようと思うと今、100倍から200倍の重さが必要だということです。ですから今、10トン燃油を積んでいる漁船をバッテリーに変えようと思うと、1,000トンのバッテリーを積まないといけないことになりまして、その船は沈んでしまうんですね。

そういうこともございまして、商船の方も含めて自動車とは少し違ったフェーズで電化、ゼロエミ化を検討されておりました、我々のこの2040年というのもそれを見ながら、同じように漁船についてもしっかりやっっていこうと思っておりますが、漁船特有の、操業しながら網を引くとか積荷がどんどん重くなるとか、商船には絶対ない部分もございまして、特有の問題も含めながらしっかり対応していきたいと考えてございます。

○山川会長 どうもありがとうございます。

オンラインで川辺委員から御発言があるということですので、よろしく願いいたします。

○川辺委員 東京海洋大学の川辺でございます。

49ページのみどりの食料システム戦略について、ちょっと教えていただきたいと思えます。

このみどりの食料システム戦略というのは将来にわたっての食料の安定供給が一つの目標なのではないかと思うんですけれども、何かこの「生産」等を見ると、あまり食料の安定供給、水産物の安定供給というところが具体的に書かれていないように思うんですが、そういうものについてのビジョンはどのように書かれているんでしょうか。このページだけではちょっとよく分からなかったものですから、教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○山川会長 水産庁からお答えでございますでしょうか。

○研究指導課長 ありがとうございます。

みどりの食料システムは、農林水産省全体で取り組んできてございます。実は、私の認識では、漁業というのは御存じのとおり、資源管理の話ですとかを含めましてサステナブルというか、持続的にやっていくというのは実は従前からやってきていて、更に今回の漁業法改正、新たな資源管理への取組ということでは先行してきているわけでございます、天然資源を使ってきたという特性もございまして、そういう意味では、持続的な産業を目指してきたというのは農林水の中では先んじている部分もあるのではないかと考えております。

ですから、水産に詳しい川辺先生などからすると、これまでと同じことが書いてあるのではないかとと思われるかもしれませんが、正にこれまで水産として取り組んできたことが、こういう持続的な生産に合致することだということで位置付けてございます。

ここにもありますとおり養殖の方も今後いろいろな取組をして、持続的な産業にということも含めて取り組んでいきたいと思っておりますので、しっかり御指導いただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○山川会長 川辺委員、よろしいでしょうか。

○川辺委員 ありがとうございます。

私が一番気になるのは、生産をしていらっしゃる漁業者の数が今、急激に減少しているわけですけれども、そういったところにあまり触れないで、漁獲量の回復とか資源管理という話に特化しているところが気になっております。今後、そういうお話を含めていただければとも思っております。

よろしく願いいたします。

○山川会長 貴重な御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。承ったということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 北海道機船の柳川です。ありがとうございます。

今回の漁業法の改正で、10年後に100万トンぐらいの漁獲量を目指して、440万トンですか——という目標が一応立てられて、資源管理をやっていくということなんですが、先ほども説明ありましたけれども、先ほどの捕った魚をどうするかという陸上の問題も含めて、水産加工業の方の減少という問題もあって、この辺の流通を含めた戦略が、加工業者の、

外国人の問題もいろいろあるんでしょうけれども、資源を増やすのは当然だと思うんですけども、その440万トンをどのような処理をして、今、こういう状態で輸出もなかなかいかない中で、国内でどれくらいのを処理して、資源が無駄にならないよう、魚価も下がらないというのは我々捕る方のあれですけども、魚価が下がってしまったら我々の生活がというところもあって、その辺の戦略がどうもまだよく見えてこない。

当然資源管理はしていくんですが、いっぱい捕ったからといって漁業経営が安定しない、陸上の加工屋さんもなかなか潤わないといった状況が、今、現実には北海道では、結構いろいろな魚が捕れていますけれども値段は全然上がっていかないということで、水揚げになかなか反映していかない現状があるんですね。北海道の沖底船の話を見せてもらおうと、去年は2割以上漁獲量が増えていますが、水揚げは2割下がっているんですね。そんな現状があって、その辺の戦略を、難しいんでしょうけれども、次の計画というところで示していただければなとは思いますが。

○山川会長 流通、販売まで含めた計画としていく必要があるのではないか、そういった御意見かと思えますけれども。

○長官

今、お話がございましたように、漁業法の改正で資源管理を徹底していくということで、天然の生産力、天然の潜在的なそういう能力を増やしていく、これは漁業者の皆様方の理解と協力を得ながらやっていこうということなんですけれども、それで当然、漁獲量が増えて、それによって単価がそれなりに付けば皆さんの所得が上がっていく、それを目指していくのが本来の目標でございます。

その中で、今、御指摘があったように、流通、加工の方に仕分けられているお魚というのは結構多いんですね。魚というのは捕れるときには一斉に捕れてしまいますので、それを冷凍も含めて加工しておいて、後々使っていくということが今まで一般的に行われてきたところでございます。

今、北海道の問題をおっしゃっていましたが、魚がだんだん捕れなくなってきた、魚が捕れなくなってくると、やはり流通・加工業者の方もそれを取り扱うことが困難になってきて、例えば原料が輸入物になったり違う魚種になったりしているところなんです。そのため、だんだんと資源管理がうまくいって増えた魚種が出てきたときに、ちょっと加工の需要とのミスマッチが生じてしまうことが心配され、ここを埋めていくことがこれからの水産政策で大事ではないかと思っております。

資源管理の問題については、漁業法改正以来ずっと議論してきましたけれども、流通、加工も含めた水産のバリューチェーン全体をどのように生かしていくのか、それで所得をどうやって増やしていくかについては、正にこの基本計画の中で皆さんの御意見を聞きながら議論して、それで一定の政策方向に持っていきたいと思っております。

ちなみに、昨年、北海道の水揚げが2割増えて売上が2割減ったということでございますが、これは、残念ながら新型コロナウイルス感染症による需要の減がかなり効いております。3割4割減っているところも在る中で2割で抑えられたというのは、ある意味、水揚げの増があったためだと思っております。

○山川会長 どうもありがとうございました。

オンライン上で高橋委員から御発言があるということですので、よろしく願いいたします。

○高橋特別委員 今日、総体的な問題ということで提案されましたけれども、改正漁業法に基づくような項目がかなり多くあるという認識はしております。

個別のものは次回以降になると思いますので、簡単に何点か意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、14ページのI Q管理について、I Qは従来から賛成しておりますので、このような形で進めていただければと思っております。

ただ、②の令和5年度までに原則導入するということですが、令和5年度といいますともう先2年しかございませんので、準備として間に合うのかなと懸念をいたしております。

また、16ページ、漁業者、漁協などから漁獲情報ということで、これは是非提供していただきたいということなんですが、最終的には国、それから都道府県の行政なり試験研究センターがデータを利用するということですが、漁業者に言わせれば、何ら苦勞もせず情報が簡単に集められるということで、余りにも調子がよ過ぎるのではないですかといった意見も過去ございましたので、その辺の扱いをどうするのか、今後、検討を加えていただければという感じもいたしますので、次回からこの件について発言させていただきたいと思っております。

それから、18ページになりますけれども、トン数区分の撤廃ということで、制限措置がなくなるような今回の提案ということでございます。かねてから制限を撤廃すべきだということで発言させていただいておりますので、非常に有り難い提案になるんだろうなということで、期待いたしております。

それから47ページですが、海洋環境の変化ということで、これが我々としても最も注視していきたい、この状況の中で様々なすばらしい政策があっても、やはり魚がいないこと、捕れないことになってしまっただけでは政策といえども単なる絵に描いた餅になりかねませんので、この辺の期待なり、今後5年間に向けての政策の方向性をこの場でしっかり決めておいた方が、私はよろしいのではないかと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

○山川会長 貴重な御意見どうもありがとうございました。御意見を承ったということでもよろしいでしょうか。

○高橋特別委員 よろしく申し上げます。

○山川会長 大森委員。

○大森委員 大森でございます。

少し細かいことを2点ばかり。

まず9ページ、水産資源の現状のところ、現行のT A C魚種が非T A C魚種と比べて効果が出ている、そういう説明でございます。それはそれで1つ事実の部分もあるかと思いますが、9ページの左下、現行T A C魚種の中のマアジ、サバ、スケトウダラ、ズワイガニ、この4魚種をこういった形で書かれております。

非T A C魚種はたくさんあるわけですがけれども、やはり現行のT A C魚種8魚種を全部並べて、その上で総体的にはどうなんだと。当然これはもう皆さん御存じのとおり、サンマなりイカはこういった説明とはまた違う状況になっているわけです。これは様々な環境等の変化が出てきている中での話ですから、ここは明確にそういうことを出した上で、現状の話をしていただく。わざわざ隠す必要はないのではないかなと思う次第であります。

それから10ページ、新たな資源管理の流れの中で、先ほど長官もおっしゃいましたけれども、上の四角の2行目で「関係者の意見を踏まえながら管理措置を実施し、」こういうお言葉になっております。

我々、水産庁がいろいろな場面でいろいろな資料を作ってくださいるわけですがけれども、その都度こういうふうには言葉が少しずつ変わってくる。ここは今まで「関係する漁業者の理解と協力を得て資源管理を進めていく」こういうことでありましたので、言葉はしっかりと、やはり漁業者が惑わないように同じ言葉を使っていただけならばと思う次第であります。

それから、少し大きめの意見ということで3点ばかりですがけれども、まず、皆さんの御

意見の中にもあった47ページ、海洋環境の変化であります。

既にスタートした不漁問題検討会、この基本計画の方向性の中に不漁問題検討会の考え方も入っていくんだと思いますが、その中でも議論されているわけでありましたが、やはり海洋環境の変化、漁獲量減少のメカニズム、これを早期に解明していただいた上で、回復につながるシナリオをこの計画の中で描いていっていただくことが誠に大事だと思います。

それと同時に、先ほども加工のお話がありましたけれども、やはり経営面として、漁業生産だけに限らず地域水産業全体の構造改革を、こういった不漁魚種に頼らざるを得ないような地域なり漁業種類、これをどう構造改革を図っていくかも、やはり出口をしっかりと見据えたものをこの計画の中で方向付けをしていく必要があるのではないかと考えている次第であります。

また、51ページの東日本大震災からの水産業の復旧・復興のところであります。

今朝の水産部会でも発言させていただきましたけれども、福島第1原発のトリチウム処理水を海洋放出するという基本方針が政府決定されたわけでございます。まだ基本方針が決まったということで具体的な中身はこれから一つ一つ示されていくんだと思います。我々沿岸漁業を中心としたJFグループとしては、この海洋放出については断固反対である、ここは変わらないわけですが、1年間の検討の中でいろいろな流れが出てくると思います。

ですから、入れない方がいいのかもしれないし、やはり入れて方向付けをしていく必要があるのかもしれませんが、水産基本計画の5年間の中でどう考えていくのかは一つの大きな課題ではないかと考えております。

それから、資料4で今後の検討の視点をお示しいただいたわけです。

右の方、一番下以外は、言葉としては変わっている部分もありますが、現行の基本計画の中でも位置付けをされながら進めてきたものを、更にステップアップしていく、こういうふうには考えられると思いますが、一番下の地球環境問題とか新型コロナウイルス感染症といったことについては、先ほどちょっとお話があったみどりの食料システム戦略の策定、そういったことも含めて、やはり新しいテーマだと思います。こういった部分について、この枠の中であるのでこういうふうなことだと思いますが、やはり一つ一つが大きなテーマになっていくのではないかと思う次第であります。

長くなりましたが、以上でございます。

○山川会長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。御意見を承ったということ

でよろしいでしょうか。

では、今後の審議に生かしていければと思います。

オンラインで御参加の方々から、御発言があるということです。

まず田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員 1つだけ意見があるんですが、輸出拡大に関して、多分、私の理解では今現在、輸出と輸入は大分アンバランスになっていると思うんですけども、このアンバランスを解消するというのも1つ目標にさせていただきたいというのがあります。金額的にバランスを取るの難しいでしょうけれども、少なくとも重量ベースでのバランスを取るというのは国防上の理由から考えても必要なことではないかと思うわけで、一方で、輸入量が多いのは問題だとすれば、国内、地産地消的な考え方も1つあるわけで、輸出の拡大だけではなく自国で消費する、何かそういう工夫も一方で必要なのではないかと考えています。

○山川会長 どうもありがとうございます。御意見を今後の審議に生かしていければと思います。よろしくお願ひいたします。

オンラインから船本特別委員、よろしくお願ひいたします。

○船本特別委員 船本です。

2点意見表明したいんですけども、まず、改正漁業法の資源管理につきましては、今、表の中でもたくさん御説明いただいたんですけども、今年、ズワイガニのTACを目掛けて、やっとズワイガニのTACで改正漁業法に則ったTACの数字が出てきたということで、一応解決を見たと感じております。

そして、前回の水政審でそのほかの魚種につきましてタイムテーブルというか、スケジューリングの水産庁さんの案を示していただいたと思います。漁業者として感じることは、ズワイガニだけでも非常に紆余曲折を経て出来上がった数字だと思いますので、この感じのほかのたくさんの魚種をやっていくのはとても大変なことだなと考えております。是非とも漁業者に寄り添った形で、さっきの説明では「着実に進めていく」という表現がちょっと引かかったものですから、漁業者に寄り添った形で、ケース・バイ・ケースで寄り添いながら進めていってもらえたらと思います。それが1つ。

もう一つは、環境問題への関心の高まりということで、この表の中にもSDGsを踏まえた海洋汚染、環境問題への関心の高まりといったことで問題提起がされております。

我々は漁業者にごみを持って帰って、ロープも持って帰って、網も持って帰って、それを産廃業者さんと相談して引き取ってもらう、ごみは流さないようにということで今まで

以上の徹底を図りたいと思うんですけれども、漁業者としては何かちょっと不合理を感じておまして、漁業者と産廃業者だけの問題ではないように思うんです。製造メーカーであるとか、それに関わるようなところもSDGs、皆さん考えておられるとは思いますが、何分の1かは製造者責任といいますか、そういうところがあってしかるべきだと思うんです。

例えばですけれども、ロープのメーカーさんに処分費の何分の1かでも見てもらえんかと言ったら「いや、そういう話はない」ということで門前払いを食らっておりますので、業界全体として、今、ロープはどうしても、昔とは違ってほとんど石油由来の品物になっておりますので、CO₂等の関係では非常に占めるウェートが高いと思っております。ほとんどのものを回収して持って帰ってこないといけないような状況ですので、そこら辺は漁業者、水産庁さんだけというよりも、経産省さんとか環境省さんとかいろいろなところを巻き込んで、大きな問題として解決に向かっていっていただけたらと思います。

その2点を感じましたので、是非今後、水産行政を進めていってもらおう上で考えていただきたいと思えます。

○山川会長 どうもありがとうございました。御意見承ったということで、よろしく願いいたします。

同じくオンラインで御参加いただいております結城特別委員、よろしく願いいたします。

○結城特別委員 ありがとうございます。

先ほど大森委員からも御発言がございました51ページの東日本大震災についてですが、御存じのように今、処理水の問題が出ていまして、今後さまざまな議論が出てくると思いますので、この資料の中には少なくとも、これまでの放射性物質のモニタリング調査の経緯や状況を是非入れておいていただきたいと思いました。それが抜けていたので、読んでいて少々違和感がございました。その辺りの細かい状況や風評被害なども、もう少し細かく具体的な状況など分かる範囲で資料に入れておいていただいて、今後の議論に加えていただければ有り難いと思っております。

○山川会長 どうもありがとうございました。御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

続きまして、同じくオンラインから定池委員、よろしく願いいたします。

○定池委員 先ほどの委員の方々、特に直前の結城委員のお話ともつながることなんです

けれども、私も51ページの内容についてコメントさせていただきたいと思います。

特に、51ページの下の方で触れられている「風評」という言葉の使い方についてなのですが、皆様の方がお詳しいと思うんですけれども、特に福島県の地元の方々をはじめとする近隣の方々は、試験操業をされたりモニタリングをされたり、その上で基準を超えたものの出荷制限をするといった長年にわたる取組を通して、様々な御努力をしてきたわけですが、この風評という言葉が、私は災害の研究者ですので非常に、何というか、風評という言葉の使われ方に齟齬があるところが気になっておりまして、この「風評」という言葉をどう捉えているのか知りたいというのが1つあります。

先ほど申し上げたような様々な御努力をされているという前提で、この風評という言葉の使われ方が、出荷の基準を超えるものもあるという……。

音声聞こえますか。発言していて大丈夫ですか。

○山川会長 オンラインでほかの方の音声若干混じっているような気がしますけれども、聞こえてはおります。

○定池委員 では、続けさせていただきます。

「風評」という言葉の捉え方なんですけれども、試験操業などの中で、モニタリングした中で出荷基準を超えるものもあるというのは、今もあれば事実なので、出荷基準を超えるものがあるというのは風評ではなく事実になりますが、例えば基準を超えたものも流通しているといった話であれば、それは間違いなく事実とは異なるので風評と言えます。

この資料の51ページだけだと、この「風評」という言葉がどのようにも取れてしまうので、これは地元の方々の努力を無駄にしてしまうおそれもある使われ方ですので、先ほど結城委員もおっしゃいましたけれども、どういう取組の上でこの風評という言葉が使われるのか、慎重に取り扱っていただいた方がほかの委員の方々もおっしゃっていた処理水などの議論を進めていただくときにも必要な話かと思っておりますので、こちらについて、可能であれば教えていただきたいですし、今後検討するというのであれば、そのような回答を頂ければと思います。

○山川会長 どうもありがとうございます。

先ほどから何名かの委員から原発の処理水の問題について御発言がございましたけれども、これに関しまして水産庁から何かコメント等ございますでしょうか。「風評」の定義ですとか。

○研究指導課長 ありがとうございます。

震災以降、原発事故の関係では私も初期から現地にも入っておりますし、現地の漁業者、近隣も含めて一の方々に大変な御苦勞、御心配を掛けていて、本当に、何というか、今やっとならぬ福島の方も本格的な操業への移行に取りかかったという現状も含めて、我々、今後ともしっかり支えていかなければいけないという思いだということをお伝えしておきたいと思っております。

その中で、処理水の問題も正に今週になって動き出しているということでございますが、おっしゃるとおり今後いろいろ話題になっていくでしょうから、この場での扱い方についてはまたよく検討させていただければと思っております。

1点、御質問のありました「風評」の関係でございますが、例えば51ページに書いてある「いまだ根強く残る福島県産農林水産物の風評……」という、これの基となっているエビデンスは、我々、流通関係の意識調査を毎年行ってきておりまして、福島県産の農林水産物の購入をためらうというか、避ける方の割合が、震災後どんどん減ってきてはいるのですけれども、残念ながら、昨年の調査でもまだ8%という数字が出ています。例えばそういうことを基に、ここで「根強く残る風評」という言い方をさせていただきました。

いろいろな御意見の方もいますので、また御議論いただければと思っております。

ありがとうございます。

○山川会長 どうもありがとうございます。

続きまして、オンラインから中川委員、よろしく願いいたします。

○中川委員 よろしく願いいたします。

40ページの漁協の役割の部分で、販売の専門能力を有する者を1人以上登用するというところで意見なんです、こちらがすごく重要であり、また、こういう方が入ることはすごく心強いなと思う一方で、この権限の部分をちょっと丁寧に議論いただけたら嬉しいなと思っておりました。

こちらの専門理事の要件を拝見すると、これに該当する方は実は結構広くいらっしゃると思っております。その上で、地域の中で新しい取組、特に若い方を中心にチャレンジなことをするといったときに、理事の方の考え方と違うとなった場合に、そのチャレンジを否定されてしまうようなことになるのちょっと怖いなと思ったからです。

販売の専門能力を有する方の権限や役割の部分について、あくまでも皆さんを丁寧にサポートするものであって、絶対的な権限を持っていると勘違いしてしまうような方が現れないようにだけ、ルール決めと表現を工夫していただけたら嬉しいなと思っております。

○山川会長 どうもありがとうございます。御意見を承ったということで、よろしく願いいたします。

続きまして、オンラインで結城特別委員からもう一度御発言があるということですので、よろしく願いいたします。

○結城特別委員 失礼いたしました。これは前のが残っていました。

○山川会長 そうですか、「挙手」がそのまま残っていたということです。

では、会場の山内委員、よろしく願いします。

○山内特別委員 ありがとうございます。

3点ございまして、1点目は、10ページの資源管理のこれからの流れなんですけれども、この中で、かなり科学的な根拠であったり作業量が増えるということで、科学者の方の負担であったり皆様の前に立って説明する負担、ワークロードは多分増えてきているのだと思います。そういった意味では、この基本計画の中でしっかりそのキャパシティが手当てされるのかどうかというところは、一般のNGOも含めて非常に気になっているところでもありますので、そういった部分も検討されているのかというところが1つ目になります。

2つ目が、31ページの水産物の流通適正化法についてですけれども、こちら国内では余りニュースでも取り上げられなかったかもしれませんが、国際的にはかなり大きな注目を集める新しい法案になっています。多くの国際的な企業であったり、国際社会もウェルカムの表明を出したりする形になっていますので、こういった期待も鑑みて、やはり今後の細かい議論をしていく、組み立てていくところで、キーデータエレメンツであったりリスクの高い魚種を選定する方法などは国際協調していくというところを、改めて確認いただくことが重要になってくるのではないかと思います。

こちらはIUU漁業の問題の特性もあって、やはり国際的な課題ということを強調されてもいいのかなと思いました。

3点目は、今後の検討の視点の中で、やはり適切な資源管理の着実な実行であったり、より持続可能性の高い漁業構造、それから新しく地球環境問題へ対応するというところで、これまでも違う形で言葉にはされてきていたかもしれないんですけども、より具体的に、やはり予防原則に基づいてしっかり意思決定されていくということが強調されてくると、NGOとしては非常に安心するし、こういった形でこの計画が前に進んでいくのかというところが理解しやすくなると思っております。

ありがとうございます。

○山川会長 貴重な御意見どうもありがとうございました。

続きまして、オンラインからの御発言ということで、野田特別委員、よろしくお願いたします。

○野田特別委員 野田です。

私から、まず資料の40ページで言いますと、そういった特別な理事の方がこれから認定されるという、販売事業に係る理事の要件ということがあるんですけども、加工屋の方からしますと、33ページに飛んでいただいて、こちらの中で水産加工業者が産地市場と消費地市場の間に挟まってはいるんですけども、今現在、加工業者としては、規模もあるんですけども、原料が少ない。要は仕事が少ない。

その中で、産地市場から買って原料を用意して、それをまた売るとというのがだんだん困難になってきています。それからしていったときに、ある意味ルール破りに近いかも分かりませんが、漁協さんから「これこれこういう加工をお願いします」というものを請け負って、漁協さんに返して、漁協さんから小売市場に売るとか消費地市場に売るといったルートをこれから増やさないと、加工業者の仕事自身が確保できないのではないかと考えています。

同じように、小売業者の方から「これこれこういうものを作ってください、そちらにはこういういいものがあると漁協さんから聞いています」と話を持ってこられても、水産加工業者はわざわざ産地市場から買えるかどうか分からないものを頑張って買って、それで用意するというのはなかなか、仕事を作るのには難しいところがありますので、そういったこともOKになるのかどうなのか、これからの水産加工業者の仕事を増やすということからすると、外からの仕事委託を受けられる形をこれから考えていただきたいと思っています。

○山川会長 貴重な御意見どうもありがとうございます。今後の審議に生かしていければと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、オンラインから工藤委員、よろしくお願いたします。

○工藤委員 東京海洋大学の工藤です。

私は漁港漁場整備分科会の委員なんですけれども、先ほど柳川委員と山口長官が議論されていたと思いますが、41ページのスライドをちょっと見ていただきたいんですけども、結論から言いますと、次期水産基本計画を検討するに当たって、こうした産地の機能強化というものが非常に重要になってくるだろうと思うんですね。生産が上がっていくとか生

産力が発展していくとか、あるいはマーケットイン型の養殖業を展開していくといった際にも、やはり産地の段階で水揚げ、それから分化、それから加工してストックする、このような機能を一体的に整備していかないと、水産業の成長産業化はなかなか実現されていないのではないかと思うわけです。

そういう意味で、次期水産基本計画の検討の視点が幾つか示されているわけですがけれども、それぞれ個別に検討するというよりは、その中で一体的に議論していった方がいい部分があるのかなど。特に生産性、持続可能性の高い漁業構造を構築するとか、マーケットイン型の養殖業への転換、あるいは輸出を視野に入れた競争力のある流通構造の確立というものと、漁港のフル活用とかそういう部分を一体的に検討していただきたいということが1つあります。

もう一つは、先ほど川辺委員からも最後に話があったんですけれども、水産政策の改革の目標というか、ゴールの1つが、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立にあると思うんですね。この部分をもう少し意識的に取り上げられた方がいいのかなと感じました。これから生産を維持していく中で、漁業者と経営体数の減少は避けられないと思いますので、では、そういう少ない経営体の中で生産をどう維持していったらいいかというところを検討していただきたいと思います。

○山川会長 どうもありがとうございました。では、御意見を承ったということで、よろしく願いいたします。

ほかに御発言ございますでしょうか。

山下委員。

○山下部会長 山下です。

私からは2点コメントしたいと思います。

1つは、ここに余り明示的に書かれていないことなんですが、知的財産権の保護というような視点です。

例えば新しい種苗を作るとか、あるいは、これから養殖に力を入れるようですけれども、新しい養殖手法なり人工種苗なりを開発したり、それから地理的な表示を産地に付けてブランド化したり、それから、多分電力で動く漁船とかそのような開発もされるんでしょうけれども、それらをこのグローバル化した世界でどれだけ保護していくかという視点も必要なのではないかと思う次第です。

もう一つは、例えば資料4の検討の視点の3つ目で、「マーケットイン型養殖業への転

換」とあるんですが、御案内のように、今、企画部会でちょうど白書の審議が終わったんですけれども、企画部会ではマーケットインで水産業の成長戦略をとということで、養殖だけではなく漁船漁業も入っているんですね。でも、ここで突然というか、蓋を開けてみると「マーケットイン」という言葉が養殖にだけかかっているので、白書で考えた特集の課題とどのように結び付けるのかなと、ちょっと疑問に思いました。

その養殖も、資料3で言うと24ページ、25ページとか38ページとかですが、養殖品目が非常に、戦略的に「こうする」ということで挙げられているんですけれども、挙げると、挙げられていないものにスポットライトが当たらなくなってしまう心配がある。例えばアワビとかイセエビを一生懸命やっという地域もありますけれども、ブリとかマダイ、クロマグロをすごく前面に押し出されると、そういうところにスポットライトが当たらなくなると、ちょっと心配な面があるということをお知らせしておきたいと思っております。

○山川会長 貴重な御意見どうもありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。

窪川特別委員、よろしくお願ひいたします。

○窪川特別委員 ありがとうございます。

私から1点だけ、海洋プラスチック及びマイクロプラスチックに関してですけれども、49ページの「調達」のところにプラスチックの問題に関しまして、漁具等のうんぬんで資源循環の推進という事項が記載されているんですけれども、例えば47ページの海洋環境の変化のところ、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響を調査していくなどの科学的な調査、あるいは影響に関しても次期には注視していくというところを入れておくことが重要ではないかと思っております。

現在は、マイクロプラスチック及び海洋プラスチック問題に関しましては余り取り沙汰されておられませんけれども、まだ継続しているということは考えておいた方がいいのではないかと思います。

○山川会長 貴重な御意見ありがとうございます。今後の審議に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに御発言ございますでしょうか。オンラインの方々もよろしいでしょうか。

では、そろそろ時間もございますので、このあたりで質疑は終わりたいと思っております。

それでは、最後の議題であります。

報告事項としまして、分科会及び部会の調査審議について、御説明をよろしくお願ひい

たします。

○企画課長 企画課長でございます。

報告事項といたしまして、資料5を御覧いただきたいと思います。

資料5に基づきまして、前回の総会、令和元年8月20日でございますが、これ以降に行われました分科会及び部会で行われた調査審議の内容につきまして、御報告申し上げます。

資源管理分科会につきましては、令和元年8月20日から13回にわたりまして御審議が行われております。右側の欄にそれぞれ調査審議内容が書かれてございますが、資源管理分科会の所掌に属するとされました各個別法に基づく事項につきまして、調査審議を頂いたということでございます。

6ページに参ります。

6ページの漁港漁場整備分科会でございます。令和2年2月5日、本年2月9日と2回にわたりまして、漁港漁場整備長期計画を中心として御審議を頂いております。

同じく6ページの企画部会でございます。令和元年8月20日から8回にわたりまして、水産白書を中心として御審議を頂いております。

8ページでございます。

くろまぐろ部会では、令和元年10月3日、10月24日と2回にわたりまして、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方を中心として御審議いただいております。

同じく8ページですが、企画部会地球環境小委員会では、令和2年3月25日、今年の3月25日に食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、同じく林政審議会の地球環境小委員会と合同で会議が行われておりまして、地球温暖化対策計画の進捗状況やみどりの食料システム戦略中間取りまとめ、これらについて調査審議が行われております。

以上でございます。

○山川会長 どうもありがとうございました。

これは報告事項ということですがけれども、何か御質問等ありますでしょうか。

特になければ、これにて終了とさせていただきます。

これで本日の議題は全て終了いたしました。短い時間の中で貴重な御意見等をたくさん頂きまして、ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたらよろしく願いいたします。

○企画課長 それでは、連絡事項を申し上げます。

今後、基本計画についての調査審議は、企画部会で御議論、御検討いただくこととして
ございます。したがいまして本審議会は、次回は来年の年明け、2月頃を目途にしまして、
おおむね案がまとまってきてからということでございますが、水産政策審議会と企画部会
との合同会議での開催を予定しております。

具体的な日程につきましては、また改めて調整させていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○山川会長 本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の水産政策審議会第24回総会及び第89回企画部会合同会議を終
わらせていただきます。

どうもありがとうございました。